

介護保険料の遡及賦課誤りについて

1 概要

介護保険料について、平成29年度から令和5年度に遡及賦課（遡って変更）した内容に誤りが判明しましたので、お知らせします。

市民のみなさまに深くお詫び申し上げるとともに、再発防止策を徹底してまいります。

2 原因

介護保険料は、平成27年4月1日施行の介護保険法の改正により、賦課決定（変更）について「当該年度における最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においてはすることができない」と規定されました。（介護保険法第200条の2）

この時点において、所得更正があった場合など遡及賦課した際に、特別徴収（年金天引き）は、保険者（長野市）に納入される期限である5月10日と設定すべきところを、条例で定められた普通徴収（納付書・口座振替）の第1期納期限と同じ6月末日を「最初の納期限」として誤って取り扱っていました。

このため、特別徴収において過大徴収、過大還付になる被保険者が判明したものです。

3 期間及び対象保険料

(1) 対象期間 平成29年度から令和5年度までの変更（遡及賦課）処理分
（平成27年度分から令和3年度分までの保険料）

(2) 対象者及び金額

- ▷ 賦課誤りにより過大徴収した人数及び金額 108人 2,510,510円
- ▷ 賦課誤りにより過大還付した人数及び金額 40人 1,009,680円

4 今後の対応

- ▷ 保険料を過大徴収した方には、令和5年7月上旬にお詫び文を発送し、還付は7月末を予定しております。
- ▷ 保険料を過大還付した方には、すでに遡及賦課期間を過ぎていることから、保険料の返還は求めません。

5 再発防止策

法改正の際には、正確に内容を把握するため、複数の職員で確認するとともに、法解釈に疑義がある場合は、国・県に必ず照会する等による再発防止策を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

保健福祉部 介護保険課

（課長）齋藤 秀浩

（担当）見小田 剛

電話：直通 026-224-7991

FAX：026-224-8694

E-mail：kaigo@city.nagano.lg.jp